

## 措置費単価基準(長谷川羽曳野学園職員配置)について

長谷川羽曳野学園(児童心理治療施設)  
定員40人

	常勤	非常勤
施設長	1人	
医師	1人	
心理療法担当職員 (定員10人につき1人)	4人	
看護師	1人	
児童指導員 保育士 (定員4.5人につき1人)	9人	
個別対応職員	1人	
家庭支援専門相談員	1人	
事務員	1人	
調理員等	4人	
計	23人	

国運営基準＝大阪市最低基準条例

事務費保護単価（令和7年度）

地域区分 11/100 定員 40名

児童心理治療施設

（単位:円）

入所部：令和7年度単価（月額）

定員40名

区 分	金 額	備 考
①一般分保護単価（4.5：1）	360,140	児童指導員・保育士 9人（学齡児のみの場合）
①一般分保護単価（4：1）	380,520	児童指導員・保育士 10人（同上）
①一般分保護単価（3.5：1）	396,760	児童指導員・保育士 11人（同上）
①一般分保護単価（3：1）	426,560	児童指導員・保育士 13人（同上）
②心理療法担当職員加算（常勤）（10：1）	0	4人
②心理療法担当職員加算（常勤）（8：1）	15,340×1	5人
②心理療法担当職員加算（常勤）（7：1）	15,340×2	6人
③家庭支援専門相談員加算（2人目）	15,340	
公設民営運営調整費（＝民改費）	（①＋②＋③）×規定%	職員平均勤続年数12年 20%
学習指導費加算	8,310	
基幹的職員加算	290	

## 事業費単価表（令和7年度）

名称	単価	支弁対象	使 途
一般生活費	57,290	初日在籍児童	月額
教育費（小学生）	7,210	初日在籍児童	児童の給食に要する材料費等日常生活に必要な経常的諸経費。月額
教育費 （中学生、特別支援学 校の高等部）	9,380	初日在籍児童	同上
入進学支度金（小学生）	64,300	学年別入進学措置児童	児童の入学に要する支度費等に必要な経費。児童一人年額。
入進学支度金（中学生）	81,000	学年別入進学措置児童	同上
期末一時扶助	6,150	初日在籍児童	12月のみ
冷暖房費	870	初日在籍児童	月額
被虐待児 受入加算	26,100	初日在籍児童	虐待を受けて入所した児童に支弁。ただし、支弁期間は1年間。 月途中で入所、入所中に虐待が判明した場合はその翌月から。

◆ 事務費加算について

① 家庭支援専門相談員加算、心理療法担当職員加算

こども家庭庁支援局長通知「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に該当する場合に限り、算定できる。

② 学習指導費加算

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、算定できる。

③ 基幹的職員加算

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「基幹的職員研修事業の運営について」に該当する場合に限り、算定できる。

④ 機能強化推進費

- (1) 施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所する児童の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけて自立意欲の助長を図る。
  - (2) 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る。
  - (3) 児童養護施設に入所する児童等に一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、施設退所後の児童等の社会的自立の促進を図る。
- 以上を目的とし、施設機能の充実強化を推進するための費用。

⑤ 入所児童（者）処遇特別加算

高齢者・身体障がい者・知的障がい者・母子／父子家庭の父母及び寡婦ができるだけ働きやすい条件の整備を図り非常勤職員として雇用した場合に加算できる。

年間総雇用時間数		加算年額
400時間以上	800時間未満	435,000円
800時間以上	1,200時間未満	726,000円
1,200時間以上		1,016,000円

事務費加算名	職種および人数	雇用形態
心理療法担当職員加算	5、6人目を配置した時に 1、2名分加算	常勤職員
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。（非常勤）	児童指導員又は保育士は常勤職員 管理宿直等職員は非常勤職員可
家庭支援専門相談員加算	2人目を配置した時に1名分加算	常勤職員
自立支援担当職員加算	指導員を1名加配	常勤職員
学習指導費加算	指導員を1名加配	非常勤職員可

制 定 平成10年4月1日  
最近改正 令和7年8月12日

## 児童養護施設等入所児（者）処遇向上援護費支給要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、児童福祉施設等入所児（者）の処遇向上を図るため、児童養護施設等入所児童にかかる処遇向上等事業（以下「処遇向上等事業」という。）援護費を支給することについて必要な事項を定める。

### （事業の種類及び内容）

第2条 処遇向上等事業の種類は次のとおりとする。

- （1）被虐待児童等処遇向上事業
- （2）専門的援助強化事業
- （3）児童養護施設等体制強化事業

2 内容は別表のとおりとする。

### （対象施設等）

第3条 処遇向上等事業援護費の支給対象施設等とは、児童福祉法に基づき設置された本市所管の施設等のうち、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業所及び里親（養子前提を除く養育里親）で、別表のとおりとする。

2 処遇向上援護費を施設で雇用する職員の人件費に充当する場合は、処遇向上等事業以外の人件費補助事業及び委託事業等、他事業において本市より人件費が支弁されていない職員を対象とすること。

### （事前協議）

第4条 処遇向上等事業を実施しようとする施設の長等は、事前に市長に協議を行わなければならない。

### （請求手続）

第5条 処遇向上等事業援護費の支給を受けようとする施設の長等は、所定の様式による請求書を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

### （費用の支給）

第6条 費用の支給については、別表のとおりとし、予算の範囲内で支給する。

(実績報告)

第7条 処遇向上等事業援護費の支給を受けた施設の長等（里親除く）は、事業の完了の日から起算して45日以内に事業の実績を所定の様式により市長に報告しなければならない。

(支給の停止及び返還)

第8条 処遇向上等事業援護費の支給を受けた施設の長等が、同経費の運用に関して、この要綱に定めるところに違反したときは、直ちにその支給を停止し、期限を定めて既に支給した加算の全部又は一部の返還を命じることがある。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱及び要領は廃止する。

一般援護費支給要領（昭和62年4月1日施行）

入進学支度品費支給要領（昭和50年4月1日施行）

校外学習費支給要領（昭和48年4月1日施行）

里帰り指導費支給要領（昭和50年4月1日施行）

行事参加旅費支給要領（昭和48年4月1日施行）

就職開拓費支給要領（昭和50年4月1日施行）

大阪市就学助成金支給要綱（昭和54年4月1日施行）

民間施設従事職員給食指導費支給要領（昭和54年4月1日施行）

養育里親手当支給要綱（昭和45年4月1日施行）

附則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年8月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

児童養護施設等入所児（者）処遇向上支援費

事業名	事業内容	対象施設	基準額
被虐待児童等処遇向上事業	<p>身体障がい児、知的障がい児、被虐待児・非行等の児童、及び母子生活支援施設に措置され入所している同様の問題を抱えた母子に対する処遇向上を図る。                      （ただし、被虐待児受入加算及び障害児等受入調整員雇用配置の対象となる児童・母親を除く。）</p> <p>※なお、職員雇用件費に本事業を利用する場合は、児童養護施設等体制強化事業実施要綱第3の（1）①に基づく要件及び留意事項による雇用とすること。（里親・ファミリーホームは除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・養育里親（ただし、養子縁組を前提とするものを除く。）</li> <li>・ファミリーホーム</li> <li>・児童自立生活援助事業所</li> </ul>	<p>1 児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設</p> <p>10月1日現在において措置されている20歳未満の入所児（者）（母子生活支援施設については保護者を含む）のうち別に定める児童等を対象とする。                      ○対象児童5人あたり                      年額 752,000円</p> <p>2 乳児院</p> <p>10月1日現在において措置されている児童のうち別に定める児童を対象とする。                      ○対象児童3人あたり                      年額 752,000円</p> <p>※1・2ともに、4,512,000円を上限とする。</p> <p>3 里親・ファミリーホーム・児童自立生活援助事業所</p> <p>各月初日における20歳未満の本市委託児（者）のうち別に定める入所児（者）を対象とする。                      ○対象児（者）1人あたり                      3歳未満 月額 21,000円                      3歳児以上 月額 12,500円</p>
専門的援助強化事業	<p>（1）国家資格等の有資格者によるケアの実施                      心理的な援助が必要な措置されている20歳未満の入所児（者）に対し、心理療法、理学療法、作業療法、言語療法等のケアを実施することで、入所児（者）に対する支援の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・母子生活支援施設</li> </ul>	<p>国家資格（言語聴覚士・作業療法士・理学療法士等）を有する者及び臨床心理士等心理療法を行える職員によるケアの実施                      ○1時間あたり 2,500円</p> <p>当事業の支給上限                      非常勤雇用の場合                      ○年額 750,000円                      通院等の場合                      ○年額 330,000円</p>
	<p>（2）医療機関連携職員雇用配置                      施設において医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進するとともに、医療や保険分野等の知識を活用し医療機関等との連絡調整や医師（嘱託医）との連携及び医療的ケアが必要な児童等の受診の付添を実施する。</p> <p>（乳児院等多機能化推進事業における医療機関等連携強化事業）</p> <p>※本事業において児童への支援や緊急対応・健康管理や健康相談対応等を実施する場合は保健師・看護師・准看護師（以下、「看護職員」という。）を配置すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・母子生活支援施設</li> </ul>	<p>医療機関連絡調整員（常勤職員、常勤の非常勤職員、又は非常勤職員（月65時間以上勤務））を雇用し配置する施設</p> <p>1 施設あたり（上限）                      （1）看護職員以外配置の場合（常勤職員、又は常勤の非常勤職員）                      1,929,000円</p> <p>（2）看護職員を配置し、当該看護職員が直接支援も実施する場合（常勤職員、又は常勤の非常勤職員）                      4月1日時点における医療的ケアが必要な児童の数                      ・5人以下 2,261,000円                      ・6～9人 5,540,000円                      ・10人以上 6,657,000円</p> <p>（3）看護職員を配置し、当該看護職員が直接支援も実施する場合（非常勤職員）                      2,261,000円</p> <p>ただし、（1）～（3）のいずれかとする。</p>
	<p>（3）障害児等受入調整員雇用配置                      施設において障がい等を有する児童の受入及び支援体制の強化を図るため、障害児等受入調整員を配置し、障がい等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を実施する。</p> <p>（乳児院等多機能化推進事業における障害児等受入体制等強化事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・母子生活支援施設</li> </ul>	<p>障害児等受入調整員を雇用し配置する施設</p> <p>1 施設あたり（上限）                      障害児等受入調整員を配置した月の1日時点における障がい等を有する児童の数                      ・5人以下 2,257,000円                      ・6～9人 5,539,000円                      ・10人以上 6,336,000円</p>
児童養護施設等体制強化事業	<p>施設における夜勤業務、こども間の暴力・性暴力への対応及び障がい等を抱えたこども並びに外国籍のこども等ケアニーズの高いこどもへの支援等へ対応するための補助者等を雇い上げ、直接処遇職員の業務負担軽減を図る。</p> <p>（児童養護施設等体制強化事業における夜間業務等の業務負担軽減）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・地域小規模児童養護施設</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・母子生活支援施設</li> </ul>	<p>補助者等を雇用し配置する施設</p> <p>1 施設あたり（上限）                      4,534,000円</p> <p>※ただし、分園型小規模グループケアを有する場合は、当該グループケア単位ごとに雇い上げ、申請することができる。</p>